

市街化調整区域における開発許可・建築許可等申請に必要な図書

- 表中の「許可申請の種類」に示す、○印のついた図書が各申請の必要図書です。
(開発許可⇒29、建築許可⇒43、予定建築物以外の建築許可⇒42、建築物の特例許可⇒41)
- 申請図書は、正副各 1 部の提出が必要です。部数「2」は正副各申請書に、部数「1」は正申請書に図書を添付して下さい。部数「原本 1、写し 1」は、正申請書に原本、副申請書に写しを添付して下さい。
- 図書は番号順に綴じて下さい。
- 自己業務用・非自己用の建築物の建築を行う場合や盛土規制法の許可を要する工事を含む開発行為の場合、公共施設の設置がある場合は、下記図書の他に必要な図書がありますので、「開発許可申請の手引き」p.57~p.58 を参照して下さい。

No.	図書の名称等	様式・縮尺	明示すべき事項等	部数	許可申請の種類			
					29	43	42	41
1	許可申請書	別記様式第二(29 条) 第 15 号様式(41 条) 第 16 号様式(42 条) 別記様式第九(43 条)	・ 申請者の氏名は、建築確認申請の書類と合わせる ・ 日付及び工事着手日は記入しない ・ 面積は実測値を記入	2	○	○	○	○
2	調書	第 17 号様式		2		○		
3	設計説明書	第 2 号様式 (その 1) (その 2) (その 3)	自己業務用・非自己用の建築物の場合に提出 (その 1) …必ず提出 (その 2) …公共施設整備がある場合 (その 3) …宅地造成等工事規制区域内の開発行為	2	○			
4	建築理由書		開発行為等の目的、内容(予定建築物の用途等)、敷地の選定理由	2	○	○	○	
5	申請者及び申請内容に関するもの		【個人・自己用住宅・収用対象事業による移転の場合】 ⇒住民票の写し(申請者世帯全員が記載されたもの) 【法人の場合】⇒法人の登記事項証明書 【線引き前から所有している土地における自己用住宅の場合】⇒戸籍謄本(申請者と土地所有者との関係がわかるもの) 【免許又は資格を要する日用品店舗等の場合】⇒事業計画書・営業計画書・取引証明書・免許証等の写し 【収用対象事業による移転の場合】⇒収用証明書 ・ 上記のほか、建築物の用途等を証明又は担保する書類、その他基準を満たすことを証明する書類を提出	原本 1 写し 1	○	○	○	
6	公共施設管理者同意書 河川等管理者同意書	第 5 号様式	【市管理の道路側溝に排水する場合】 ⇒「公共施設管理者同意書」 【市管理の水路に排水する場合】 ⇒「河川等管理者同意書」 【土地改良区の管理施設に排水する場合】⇒「河川等管理者同意書」または、土地改良区独自様式(二次放流先の同意書も必要となる場合がある。) 【市管理の下水道に排水する場合】⇒上下水道局様式による「公共下水道への下水排出の同意について」	原本 1 写し 1	○	○	○	
7	関係権利者同意書	第 3 号様式	関係権利者の実印が必要	原本 1 写し 1	○	○	○	
8	農地転用許可申請受理証		農地法の規定による受付された旨の証明(農地転用を要するもの)	原本 1 写し 1	○	○		
9	土地登記事項証明書		線引き前から所有している土地における自己用住宅又は線引き前宅地における建築行為等の場合は、昭和 45 年 11 月 24 日以前の記載があるもの	原本 1 写し 1	○	○	○	
10	印鑑証明書		申請に係る図書に用いた全ての印鑑の印鑑証明書	原本 1 写し 1	○	○	○	○

- 図面の作成にあたっては、「開発許可申請の手引き」を参照して下さい。
- ★印のある図面は、29 条開発許可では開発登録簿用等に使用するため、別途 3 部提出が必要となります。

No.	図書の名称等	様式・縮尺	明示すべき事項等	部数	29	43	42	41
11	開発区域 位置図・区域図	1 / 2 5 0 0 以上	・ N P 標示電柱位置 ・ 消火栓位置を中心とする半径 120m の円 ・ 上記の他「開発許可申請の手引き」p.79~p.81 を参照	2★	○	○	○	○
12	現況平・断面図	1 / 5 0 0 以上	「開発許可申請の手引き」p.79~p.81 を参照	2	○	○	○	
13	土地利用計画図	1 / 5 0 0 以上		2★	○	○	○	○
14	造成計画平・断面図	1 / 5 0 0 以上		2	○	○	○	
15	がけ（法面）の断面図	1 / 5 0 以上		2	○	○	○	
16	擁壁の展開図	1 / 1 0 0 以上		2	○	○	○	
17	排水施設計画平面図	1 / 5 0 0 以上		2	○	○	○	
18	構造図	1 / 5 0 以上		2	○	○	○	
19	公図の写し	1 / 5 0 0 (1 / 6 0 0)	法務局備付けのものを使用	2	○	○	○	
20	求積図・求積表	1 / 2 0 0 以上	小数点 3 位以下切り捨て、2 位まで記入	2	○	○	○	
21	その他必要な図書	1 / 1 0 0 以上	予定建築物の各階平面図・立面図（2 面以上、立面図には G L、1 F L = NP + ○ m、最高高、隣地境界線を記入）・安全上及び避難上の対策を示すもの※ 等	2	○	○	○	○
22	委任状		法人の場合で代表権のないものが申請する場合等、委任関係がある場合に提出	1	○	○	○	○
23	届出書		申請手続きの代行がある場合に提出	1	○	○	○	○
24	誓約書		許可申請者の信用を証する書類として提出	1	○			

* 開発審査会提案基準第 1 号～第 5 号、第 7 号～第 9 号及び第 15 号において、都市計画法施行令第 29 条の 9 各号に掲げる区域内で予定建築物を居住の用途に供する場合(要配慮者利用施設として避難確保計画の市長への報告が義務付けられる場合を除く)

【開発審査会に附議する場合】

審査会用に別途、次の①～⑧の資料（A3 判・ファイル折り・18 部）及び①～⑧の電子データ（PDF ファイル）を提出して下さい。

①開発区域位置図・区域図(No.11) ②現況平・断面図(No.12) ③土地利用計画図(No.13) ④造成計画平・断面図(No.14) ⑤排水施設計画平面図(No.17) ⑥予定建築物の各階平・立面図(No.21) ⑦安全上及び避難上の対策を示すもの※(No.21) ⑧現況写真（撮影位置図添付）

・ ①～⑥図面は申請図面と同じものとし、各図面に設計者名が必要です。

・ 審査会用資料は、許可申請書一式を担当者が事前審査して訂正箇所をお知らせしますので、その訂正が完了してから作成して下さい。（許可申請図書及び審査会用資料の締め切りは開発審査会の 2 ヶ月前です。）

【開発審査会に報告する場合】

審査会用に別途、①開発区域位置図・区域図(No.11)、②土地利用計画図(No.13)、③安全上及び避難上の対策を示すもの※(No.21)、④現況写真（撮影位置図添付）の電子データ（PDF ファイル）を提出して下さい。